求職者の皆さまへ

雇用保険法第33条の正当な理由のある離職者に関するお知らせ

配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため転居したことにより離職された方の取扱いについてお知らせします。

令和５年４月１日以降に、以下の理由により離職された方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととしました。

＜「特定理由離職者」となる方＞

配偶者（※）から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した方

（※）婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行が確認できた場合に限ります。

住所または居所を移転したことの確認は、住民票（住民票記載事項証明書）や運転免許証、マイナンバーカード、その他（転居前、転居後の住所と転居した日がわかる書類）の書類の提出が必要です。

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

■お問い合わせ先

裏面をご覧ください

■お問い合わせ先

ハローワーク名 （担当部署）	所　　在　　地	電話番号
ハローワーク佐賀 （雇用保険給付課）	〒840-0826 佐賀市白山２丁目 1-15	【代　表】(0952) ２４-４３６１ 【給付課】(0952) ２４-４３０５
ハローワーク唐津 （雇用保険課）	〒847-0817 唐津市熊原町 3193	(0955) ７２-８６０９
ハローワーク武雄 （管理課 給付係）	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 39-9	(0954) ２２-４１５５
ハローワーク伊万里 （雇用保険課）	〒848-0027 伊万里市立花町通谷 1542-25	(0955) ２３-２１３１
ハローワーク鳥栖 （雇用保険課）	〒841-0035 鳥栖市東町１丁目 1073	(0942) ８２-３１０８
ハローワーク鹿島 （管理課 給付係）	〒849-1311 鹿島市高津原二本松 3524-3	(0954) ６２-４１６８